シンガポールにおける秋田県産青果物等販路構築業務委託仕様書

第１　目　的

シンガポールにおける秋田県産青果物等の輸出を拡大するため、現地で実需者を対象としたＰＲ商談会を開催するとともに、輸入業者やバイヤー等を秋田に招聘した産地視察を開催し、販路の構築を図る。

第２　契約期間

契約日～令和８年３月31日

第３　委託業務の内容

本業務は、以下の運営及びこれらに付随する業務とする。

１　輸入業者等の秋田への産地招聘の開催

シンガポールの青果物輸入業者等実需者を秋田に招聘し、青果物等のほ場や施設等を視察し生産現場への理解を深めるとともに、生産者等との意見交換を行い、産地ＰＲと理解醸成を図り、商流構築を促進する。

（１）期　間：７月下旬～８月上旬（２日間程度）

（２）場　所：秋田県内

（３）招聘者：シンガポールの青果物輸入業者等実需者　３～５社程度

（４）内　容：招聘候補者の掘り起こし、事前レク
招聘者への渡航助成（渡航費用の1/2～1/3程度）
視察ルートの設定、視察先との調整、謝礼の支払
当日の資料作成、進行、全体調整
招聘者と生産者等との意見交換の機会づくり
アンケート調査
帰国後のフォローアップ等による商談成立の促進
その他、商談成立・輸出拡大につながる取組　等

２　ＰＲ商談会の開催

シンガポール国内で、現地実需者（輸入業者、バイヤー等）を対象に、県産青果物等のＰＲ商談会を開催する。県産青果物等を使った試食メニューを提供するとともに、生産者等によるプレゼン等を行う。また、秋田の風土や文化、観光も一体的にＰＲする。

（１）期　間：11月下旬～12月上旬（１～２日間程度）

（２）場　所：シンガポール国内でアクセスが良く、プレゼンや試食メニュー等を調理・提供が可能な施設

（３）参集者：シンガポールの青果物輸入業者、仲卸業者、小売店バイヤー、飲食店オーナー、シェフ等　15社程度を想定

（４）内　容：現地実需者等への通知、参加誘導

実施に係る店舗との調整、準備
試食メニュー開発と提供
生産者の渡航助成（渡航費用の1/2～1/3程度、３～５名程度）
生産者の商品プレゼンのサポート（資料、スライド等）
当日の資料作成、進行、全体調整
アンケート調査
開催後のフォローアップ等による商談成立の促進
その他、商談成立・輸出拡大につながる取組　等

３　業務実施管理・取りまとめ
（１）本業務実施にあたり、県産青果物等の商談成立や輸出拡大に寄与するよう工夫すること。
（２）本業務の具体的な内容決定・実施においては、随時、県と協議しながら進めること。
（３）委託者からの依頼に応じて、必要な翻訳・通訳業務に対応すること。
（４）実績報告書は、本業務による結果及び課題について具体的に記載するとともに、見出された県産青果物等の海外販路構築、輸出拡大に関する示唆や対策、提案等について付記すること。

第４　企画提案書の記載内容

１　第３の１については、①招聘者案、②招聘者に魅力の伝わる視察ルートの具体的な内容と行程案に関して必ず記載すること。

２　第３の２については、①参集者案、②ＰＲ商談会の会場候補と具体的な内容と進行案、③開催時期に用意できない品目の効果的なＰＲ方法案に関して必ず記載すること。

第５　成果品

１　成果品は次のとおりとする。
（１）実績報告書　１部（印刷物は簡易な製本で可）
（２）実績報告書及び創作物の電子データ（ＰＤＦ化されたものやパワーポイントなどのソフトを使用したものをＣＤ・ＤＶＤ、ＵＳＢ等の記録媒体に収録したもの）。なお、成果品の著作権及び二次使用権は、秋田県に帰属するものとする。

第６　実施方法

１　受託者は、契約後速やかに業務履行計画書を提出するものとする。また、作成した業務履行計画書に基づき、期限を厳守して業務を行うこと。

２　本業務を適正かつ円滑に実施するため、秋田県と常に密接な連絡を取ること。

３　本業務履行中に疑義が生じた場合は、速やかに秋田県と協議すること。

４　受託者が本業務を完了したときは、第５に定める成果品を添付し、委託業務完了届を提出すること。

第７　契約に関する条件等

１　再委託等について

（１）受託者は本業務の全てを第三者に再委託し、または、請け負わせてはならない。

（２）受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出し、県の承認を得るものとする。

２　業務の履行に関する措置

（１）県は本業務の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

（２）受託者は（１）の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

３　権利の帰属等

本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は全て委託者に帰属する。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

４　機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

５　関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。